

1. 令和8年第2回郡上市議会定例会議事日程（第7日）

令和8年3月24日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第7号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第8号 郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第9号 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第10号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第12号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第13号 郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第14号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第15号 郡上市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第16号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第17号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第18号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第19号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第30号 令和8年度郡上市一般会計予算について
- 日程16 議案第31号 令和8年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程17 議案第32号 令和8年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程18 議案第33号 令和8年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程19 議案第34号 令和8年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程20 議案第35号 令和8年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程21 議案第36号 令和8年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程22 議案第37号 令和8年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程23 議案第38号 令和8年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程24 議案第39号 令和8年度郡上市財産区特別会計予算について

- 日程25 議案第40号 令和8年度郡上市水道事業会計予算について
日程26 議案第41号 令和8年度郡上市下水道事業会計予算について
日程27 議案第42号 令和8年度郡上市病院事業会計予算について
日程28 議案第43号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について
日程29 議案第44号 第3次郡上市総合計画基本構想について
日程30 議案第49号 財産の無償貸付について（旧郡上市美並川の駅）
日程31 議案第50号 市道路線の認定について
日程32 議報告第4号 議会改革に関する調査研究について
日程33 議報告第5号 諸般の報告について（行政監査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程33まで

- 日程34 議案第51号 令和7年度郡上市下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程35 議発第1号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程36 議発第2号 郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	15番	森藤文男
16番	原喜与美	17番	野田かつひこ
18番	清水敏夫		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 欠員（1名）

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
総務部付部長	村 瀬 正 純	健康福祉部長	田 口 昌 彦
農林水産部長	田 代 吉 広	農林水産部付部長	伊 藤 公 博
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	神 谷 公 眞

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長 係	三 島 栄 志
議会事務局 議会総務課 主 事	小 森 涼		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、2月26日開会以来、それぞれ出務お疲れさまでございます。いよいよ、本日、最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、17名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

毎回申し上げますが、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにさせていただくか、電源をお切りになるか、いま一度確認をよろしくお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 山田智志議員、10番 本田教治議員を指名いたします。

◎議案第7号から議案第19号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森藤文男） 日程2、議案第7号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程14、議案第19号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例についてまでの13議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました13議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） それでは、総務常任委員会より報告を申し上げます。

令和8年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例6議案につきまして、令和8年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第7号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から自主運行バスの利便性の向上と効率的な運行を目指し、路線の統合、新設等を行

うものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、予約の受付や車両管理、事務処理などはドライバーが兼務するのかとの質問があり、自主運行バスは交通事業者への委託により運行しており、委託先の事業者がドライバーの雇用やデマンドバスの受付業務等にあたるとの説明がありました。

路線の変更の周知はどのように行うのかとの質問があり、チラシを配布するとともにサロンなどの集会に参加し、利用主体である高齢者に対する周知を図っていきたいとの説明がありました。

デマンドバスの予約受付は電話のみだが、若年層向けのDXを活用した予約を実現する考えはあるのかとの質問があり、利用主体が高齢者であることから電話による受付からスタートしたい。DX化は利用主体がどこにあるのかを踏まえながら考えていきたいとの説明がありました。

導入される車両の定員数と効果について質問があり、明宝の自主運行バスはワゴンタイプのスクールバスを転用利用する。高鷲は現在14人乗りのワゴンタイプとマイクロバスを運行しているが、マイクロバスは廃車し、ワゴンタイプを残して利用する。削減効果としては、明宝の自主運行バスの再編ではスクールバス運行経費を含めて約82万円、八幡バス明宝線を明宝庁舎までの折り返し運行とすることにより約580万円、高鷲の2路線を1路線に統合することにより約300万円の削減効果があるとの説明がありました。

運賃設定の考え方について質問があり、折り返し運行型は初乗りで10キロメートルまでを100円とし、3.5キロメートルごとに100円を加算していく。巡回型は100円均一で設定しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第8号 郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、財政の健全化及びトップマネジメントの効率化を目的に副市長の定数を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、副市長2人制導入後の2年間で何が達成されたのか、2人の副市長が同時に辞職し、改めて1人の副市長を任命する方法が筋道が通っており、組織の混乱も最小限に抑えられると考えるがいかにかとの質問があり、市長からは、就任当初、本市が直面していた山積する課題にスピード感を持って対応することを重視し、副市長2人制を導入し、本市のことを最もよく知る人物を選任した。増額となる人件費への対応として市長20%減、両副市長15%減、教育長10%減の給与削減を実施した。郡上偕楽園の移転、大矢元工業団地の整備、郡上クリーンセンター更新事業など、3大事業の見直しにより総額で約100億円の財政負担削減を実現した。

一方で行政財産の普通財産化、中学校の給食費無償化など、政策転換を推し進めてきた。

今後解決すべき課題としては、病院事業会計の立て直し、下水道施設の再編成、ふるさと納税の大幅増収、公共交通の最適化、北部地域の振興策などが挙げられる。これらについて1年間という

期限を設定して必ず方向づける考えである。

市民からの批判がある状況下でもこれらの改革を完遂することが市の将来のために不可欠と考えている。副市長の人事は市長の専権事項だが、議会の理解が必要であり十分協議する予定であるとの説明がありました。

1年の検討期間を設けるのであれば議案提出は6月のほうが適切であったと考えるが、決断の詳細について質問があり、首長として2年間の経験を通じて外部との連携を直接構築できるようになったということもあり、現在の副市長2人制は終止符を打つ段階だと判断している。大きな課題について方向性が見えてきており、副市長2人制の継続期間の1年で決着を目指す覚悟である。

ただし、病院問題など大きな案件が残されており、1人で対応するには難しい側面もある。一、二年の猶予があるのが理想的だが、市民は副市長2人で人件費が増えるという点を強く意識しておられ、理解が得られない。この3月に方針を示すのが適切と考えた。市民の理解なしに副市長2人制を続けることはできない。1人でやっていくという決意も必要な段階であるとの説明がありました。

副市長の人事を今後1年間で検討されるとのことだが、現在の副市長1人を残し1人を交代させるのか、新たな人物に交代させるのか、どのように進められるのかとの質問があり、現在は明言することはできない。今後1年間の進捗状況や各部課の事業成果に基づいて判断する。事業が十分進捗しているのであれば新しい人材を検討し、さらなる時間が必要な場合は現副市長を維持することもある。今回の人事については慎重に検討していきたいとの説明がありました。

副市長の4年間の任期がある中で、このタイミングで2人制から1人制への転換を図る理由について質問があり、市内を回り、各方面の方々とお話をする中で副市長を2人置くことについて御批判の声を頂いており、副市長1人体制でも市政運営が可能な体制を整備し、諸課題解決後の最適なタイミングで速やかに対応していくとの説明がありました。

条例定数を「2人以内」として必要に応じて1人とすることも可能としてはどうかとの質問があり、副市長は極めて重い職責であるため、その人数を変更する裁量が市長に存することは好ましくないと考える。条例で人数を定めておくことにより議会による監視の目がおのずと機能するとの説明がありました。

また、委員からは、2年前、市長の「スピード感を持って改革を進めたい」という強い思いを信頼し、副市長を2人にすることに賛成の立場を取った。副市長が3年で辞めることは、副市長の職責を負うことができない人物だったという誤解を招きかねない。議会がしっかりと議論して決定したことをタウンミーティングで一部の声によって変更するとすれば議会の存在意義そのものが問われることになる。現状の課題を見ても2年間で一定の成果は出ており、財政負担の圧縮や国への働きかけなど、実績は明らかであるが、美並小学校の統合や郡上偕楽園の整備など残された課題の

多くは1年や2年では解決できず、継続的かつ一貫した推進が必要である。1年の任期を残して1人制にすることには納得できない。市長の決断経緯は理解しつつも、今後の市政運営においては議会の決定をより重視してもらいたい。残された2年間で市長と副市長が一体となって改革を押し進めてもらうことを強く望むとの意見も出されました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。
市長公室長から、第2号会計年度任用職員の給料月額を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、令和8年度から導入予定の集落支援員制度への移行との関連について質問があり、集落支援員の任用形態は、委嘱型、委託型、そして、会計年度任用職員型の3種類がある。本市が今回集落支援員として採用を考えている会計年度任用職員40人のうち会計年度任用職員型は34人である。第2号会計年度任用職員はフルタイム勤務の職員であり、看護師などの医療職が多い状況である。集落支援員を含む多くの会計年度任用職員はパートタイム勤務の第1号会計年度任用職員であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

消防長から、災害等支援団員は、年額報酬は支給しない取扱いとしていることから、現行の運用実態に即した規定とするためのものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、災害等支援団員の定数と充足状況について質問があり、定数は市全体で120名であり、地域別の団員数は八幡63名、大和13名、白鳥ゼロ名、高鷲13名、美並11名、明宝31名、和良18名で合計149名となり、定数を上回っている。白鳥は成り手がいない状況であり、引き続き退団者に対して加入の依頼を行っていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

消防長から、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正及び災害対策基本法における災害の定義において、異常な自然現象の例示として「地盤の液状化」が明記されたことに伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、災害現場で活動する団員の補償基礎額が幹部の額よりも低いのが逆のほうがよいのではないかと質問があり、国の改正に倣っており、階級、責務、経年年数を考慮して妥当であると考えているとの説明がありました。

災害補償の発生の頻度について質問があり、発生頻度は数年に1回程度である。入団時に公務災害補償制度について案内しているが、SNSなどを活用した周知も併せて行っていくとの説明があ

りました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

消防長から、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等に「簡易サウナ設備」を加えるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市内における簡易サウナ設備の設置状況について質問があり、届出のあるサウナ設備は19件であり、そのうち簡易サウナ設備に該当するものは3件である。このほかに簡易サウナ設備に該当する可能性があるものが10件ほどあるため、今後、調査を行うとの説明がありました。

簡易サウナ設備はこれまで不要であった届出が必要となるのかとの質問があり、既に設置してある簡易サウナ設備に対して届出を求めるものではない。新たに設置される簡易サウナ設備は、個人で設けるものを除き、届出が必要となる。簡易サウナ設備に関する周知はSNSなど様々な広報を検討している。新たにサウナ設備が設置されたとしても届出が提出されなければ把握が難しいため、消防団と連携して各地域でサウナ設備の設置を覚知した場合に消防本部に知らせていただくことで情報収集を図るとの説明がありました。

定格出力6キロワットが基準となっているが既存のサウナ設備を確認するのかとの質問があり、既存のサウナ設備は一般社団法人アウトドアサウナ協会が公表するデータやサウナ設備のメーカーのデータを基に、簡易サウナ設備に該当するのか一般サウナ設備に該当するのかを確認するとの説明がありました。

まきを使用する場合、定格出力6キロワットはどのように判断するのかとの質問があり、まきを使用する場合の定格出力の判断はまきを燃やすストーブの仕様書などで確認するとの説明がありました。

テント型サウナは移動が容易であるが届出はどのようにするのかとの質問があり、別の場所に設置する場合は、その都度、届出が必要となるが、同一の場所で設置と撤去を繰り返す場合はその都度の届出は求めないとの説明がありました。

住宅における感震ブレーカーは分電盤式を推奨しているのか、飲食店などの火気を取り扱う事業所に対して設置指導を行っているのかとの質問があり、感震ブレーカーは分電盤式が高性能であるが高価であり、安価で設置できる簡易的なものもあるため、各家庭に適したものを選択いただけるようそれぞれの感震ブレーカーの特性を回覧などで周知する。事業所への設置指導は現段階では検討していないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和8年3月24日提出、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

○議長（森藤文男） 本日、定例会を傍聴されている方もお見えです。傍聴人には、再度携帯電話をお持ちであればマナーモードにさせていただくか、電源をお切りになるかよろしく願いいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので併せてよろしくお願いをいたします。

続いて、産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） それでは、産業建設常任委員会より報告をいたします。

令和8年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、令和8年3月11日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第13号 郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

農林水産部付部長から、令和8年1月1日から林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されたことに伴い、火入れの中止の基準について条例の一部を改正するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、八幡上水地区（犬啼水源地）における浄水方法の変更に伴い、水道事業の認可変更が必要となり、それに合わせて「給水人口」と「1日最大給水量」の変更をしたことから、関係する本条例について、所定の規定を整備するためのものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、食中毒の原因となり得るクリプトスポリジウムについて質問があり、クリプトは周囲を膜で覆われているため塩素では滅菌できず、ろ過処理を行わないと取り除くことができない。水道法に基づく水質検査でクリプトの発生が懸念される指標菌である「大腸菌」と「嫌気性芽胞菌」が検出されたことから、ろ過設備の整備を進める必要があるとの説明がありました。

犬啼水源を除く塩素滅菌のみの8施設についても、ろ過施設を整備していくのかとの質問があり、まず、指標菌が検出されると監視を強化しなければならない。犬啼水源の給水エリアは市内で一番大きいことから、給水停止となると甚大な影響を受けるため、現在、整備している。他の施設も、ろ過設備の整備について検討は必要であるが、直ちに整備を行わなければならない状態ではないと

の説明がありました。

令和10年までにクリプトが検出された場合の対策について質問があり、万が一検出された場合、ろ過施設がある田尻浄水場の水のみでやりくりすることになるが、水量が不足するため、給水制限などの対応も考えられるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和8年3月24日提出、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

○議長（森藤文男） 続きまして、文教民生常任委員会委員長、本田教治議員。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） 文教民生常任委員会から報告させていただきます。

令和8年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例5議案につきまして、令和8年3月12日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査しましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第15号 郡上市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、利用者の減少により、休止している郡上市八幡デイサービスセンターを廃止するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、今後利用率がさらに低くなる地域や職員確保が厳しくなる地域もあると思うが、どのような体制でデイサービスセンターを維持していくかとの質問があり、公共施設適正配置計画では、白鳥北部デイサービスセンターを高鷲デイサービスセンターに統合することとしているが、計画を根本的に見直すとともに、民間と折衝しながら縮小閉鎖・投資して残すか等を合理的に考えていく。僻地のデイサービスセンターは不採算でも当面は残す必要があり、今後、小規模多機能型居宅介護にする等、機能を見直して経営を効率化することも検討していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、郡上市介護用品支給事業の廃止に伴い、当該事務を特定個人情報利用事務から除外するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第17号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、令和6年に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金が徴収されることとなり、これに伴い、地方税法の一部が改正されたことから、国民健康保険税の賦課に関する所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、教職員等が負担する給食費の額を変更するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第19号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、郡上市図書館めいほう分室及びわら分室を閉鎖するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、わら分室に関して、和良村民会館図書館時代から残る貴重な郷土資料や著書は歴史資料館に移動するののかとの質問があり、貴重な郷土資料は地域で必要な場合には公民館の図書室に残すが、書籍の利用状況や貴重性によっては歴史資料館で保管するなど、精査して判断していくとの説明がありました。

廃止によりどの程度の費用削減が見込まれ、本館やはちまん分館の蔵書の増加といった質の向上に資するののかとの質問があり、令和8年度は図書館のシステムから外した後の半年分で合わせて約260万円の削減になる。令和9年度についてはシステム等を全て使わないので約450万円の削減予定である。本館・分館の質の向上については、令和7年度に全ての雑誌が撤去になったが、令和8年度から復活し、その分の予算が約95万円で、一般図書についても児童書の充実を図り、令和7年度対比で約150万円の増額となっているとの説明がありました。

今後の地域の図書館体制について質問があり、今後は地域の実情に合わせ、公民館活動による自由な発想での利用や民間施設等での読書サービスに図書館の本を活用していくことなども考えている。条例としては図書館から外すが、公民館の図書室という形で継続し、利用していただきたい。施設の機能や課題と合わせ、よく検討していきたいとの説明がありました。

市民への周知方法について質問があり、広報「郡上」で広報していく。自治会に対してもさらに具体的な説明を行い、図書館ボランティアの方々や利用者にも説明していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和8年3月24日提出、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長

本田教治。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第7号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第7号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第8号 郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第8号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり、決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第9号 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第9号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり、決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第10号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第10号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第11号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第12号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第12号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第13号 郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第13号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決をします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第14号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第14号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第15号 郡上市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第15号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第16号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第16号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第17号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第17号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第18号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第18号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第19号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。先ほどの文教の委員長からの報告について2点ほど伺います。

私は、この前、この本会議の質疑通告の中でこの19号につきまして図書館分館の利用者数について、それからもう一つは開館日、反対に言うと休館日ですが、この曜日について伺いました。これはそのときに御答弁があったんですが、委員会の中ではこれに言及されて皆さんが議論されたことは、実はこの報告の中には出ておりませんが、委員会の中でそういう討論はございましたでしょうか。伺います。

（10番議員挙手）

○議長（森藤文男） 10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） 10番 本田です。今、御質問の中の利用者数と開館日、土曜日、日曜日のことについてですけど、執行部のほうから説明資料がありまして、それに基づき、それに対する質疑とか討論とかそういうことはございませんでしたので報告します。

以上です。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番です。後からまた討論になるかと思いますが、本議案は、その提出の理由のところにありますように、利用者や貸出点数が減少している。これが最大あるいは唯一と言っていいくらいの理由であります。そこが曖昧なままではいかなものかだと思います。後からまた討論の中でも詳しくは申し上げますが、以上でございます。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第19号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。質疑に続きまして討論をさせていただきます。

本議案第19号ですが、図書館設置条例の中の一部のめいほう分室、わら分室を閉鎖すると、こういう条例改正の案であります。基本的に私はこれについて反対の討論を申し上げます。

3つほどその理由を申し上げます。第1点、図書館法という法律があるのですが、その設置の図書館法の中には第8条でしたかね。その図書館の設置については条例で定めようと各自治体にそう命じております。これは条例で定めなければならないということはどういうことかという、まず第1点は図書館というのは市民にとって大変重要な大切な機関である、施設である。

2つ目に、条例に定めるということは非常に法によつての担保をしているということなんです。ですから、もろもろのいろんな情勢の変化とか事情によつて、主にこれは予算でしようけれども。予算が足りないからといってなくしてしまったり、そういうことが安易にできないようにしてあるはずなんです。要するに法による担保なんです、これは。

そういう意味で、例えば、今、私がこうやって討論するのもこういう担保があるからできるわけですね。「なくそう」「いや、それは困る」と。これがなかったら法による担保がなければ、言わばここまではやらなくても、これは改廃することは割と簡単にできるようになる。そういうブレーキをかけているのがこの図書館法だと思います。

分室を条例から今回の提案のように削除するとなると、多くの市民がそう思ってみえるように、いくら後からこうこうこういう手当は残しますよと……。この案にもありますけれども。公民館活動と一体化するとか、あるいはブックカフェを展開するとかいろいろあるんですが、それらはいずれも担保されなくなります。ひょっとしたらそのうちに消えていくかもしれない。そういう事情があるということをまず私ははっきりと申し上げたいと思います。

2つ目の理由であります。先ほど質問しましたように、1日の利用者数というのは、この資料によりますと「2.数人」ですね、1日平均。1日開けておいて2人か3人か、平均的に。これではやはりちょっと張り合いはないと思います、正直。

ただ、質問でも明らかになったように、この利用者数というのは借りて行かれた方の数なんです。御承知のように図書館というのは、特に子どもさんはどうですか。本を借りていくこともあるでしょうが、休みの日にやってきて、中で閲覧をしていくわけですね。あるいは勉強する機会もあるかと思います。

こうやって来館する数はここにはカウントされていない。なぜそれをカウントして、こういう提案をしないのか。これは、私、大変重要な問題だと思います。図書館の利用活用については、幅広く目を広げて見てもらいたい。

2つ目ですね。先ほどの2つ目です。閉館日です。これについても、従来からずっと、日曜日、

あるいは土曜日もありましたですね。それから、月曜日は市の施設は多く休みですのでこれはやむを得ないとしても、土曜日、日曜日を、特に日曜日を閉館状態にしておいて、利用者数が少ない。なぜそんなことをおっしゃるんですか。少なくとも日曜日は一日開けておいて、平日の午前中ぐらい、あるいはどこかの曜日を休むとしても、日曜日をなぜ開けようという努力をなさらなかったのか。これは、私は大きな疑問だと思います。

そういう意味で、ここに示されている改革案ですね。縮小してでもこういう改革をすればまだ図書館としての機能は残りますよということをここで改革を述べてらっしゃいます。そういう状況をつくって、改善の努力を私は期待をしたいと思います。これがまず2つ目です。

それから3つ目にこういう点も指摘したいと思います。過日、新聞の記事の中に小学生・中学生が一日に視聴するスマホの時間。どれくらいスマホを視聴しているか。あの記事を御覧になられた方は、そういえばあったなと思い出されるかもしれません。御覧にならなかった方は想像してみてください。最近、小中学生が一日に平均何時間スマホを視聴しているか。これはクイズではありませんので申し上げます。5時間を超えているんです。私はあれを見て愕然としました。中学生のほうがちよっと多いんですが、ほぼ同じように5時間以上視聴している。子どもたちが、学校とかいろんなこの習い事もあるかもしれませんが、クラブ活動もあるかもしれませんが、そういう拘束されている時間を省くと5時間の視聴というのは寝るまでの間ほとんどじゃないでしょうかね。

私は、これは、直接、図書館と関係ないと思いますが、ただ、分室を廃止していくということはこれにさらに拍車をかけることになりませんか。

今、山に登ったり川で泳いだりする子どもの数は、とんと見なくなりました。危険だからということもあるでしょうけれどもね。我々の頃とはもう雲泥の差です。私、あれはすばらしい教育の機会だと思っているんです。そうやって外に出て、自分の家を離れて活動し学ぶところというのは、ないんです、事実上。ちよっと大げさですね。唯一、残されているのが図書館ではないでしょうか。そこを奪っていいんでしょうか。特に子どもさんは自分で移動する手段をほとんど持っていませんね。自転車ぐらいです、せいぜい。

ですから、本館・分館に集約すると、この広い郡上市でたった2つしかないところへどうやって子どもさんは行くんですか、自分の足、自分の力で。そう考えると、私、これは非常に問題のある条例改正だと思います。

文化は、全ての市民ができるだけ、これは完全とは言えませんが、これは無理ですが、できるだけ公平性をもって享受すべきである。当然のことですよね。それをますます狭めていくこの改正、本当に私は納得できません。

最後に、これは、わら・めいほうではございませんが、美並でございます。美並の市民の方から寄せられた手紙、お願い文でございます。たくさんあるので、本当は全部読みたいんですが、

2つだけ紹介させてください。

子どもさんの文章で、「この図書館を絶対なくさないでください。僕はここの本が好きです」と。

これは大人でしょうかね。私たちよく事あるごとに市民憲章というのを朗読するでしょう、事あるごとに。市民憲章。ただの題目だけでなく、ちゃんとこの方はこう言っているんです。市民憲章に立ち返り、「常に学び、共に励み、香り高い文化をつくりましょう」。よく私たちが朗読するあれです。その拠点を消さないでください。

合併以来、7つの町村がそれぞれ抱えてきた重い荷物というか、逆に言うとすばらしい遺産だと思います、図書室の分室は。荷物だけではないんです。

だから、この財政難の折にこれを負担していくのは大変つらいと市長はおっしゃるかもしれませんが、なくしてええもん悪いもんがあるということはきちっと分けていただきたい。

以上でございます。

○議長（森藤文男） ただいま委員長の報告に反対の討論がありました。委員長の報告に賛成の討論はございませんか。

（3番議員挙手）

○議長（森藤文男） 3番 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） 3番 有井でございます。この議案第19号につきまして賛成の立場から討論いたします。

本議案は、めいほう分室及びわら分室を条例から外すものであります。

地域の皆様にとっては、本当にこれまで身近にあった場所がなくなるように感じられ、寂しさとか不安、そういったことを覚えられる方もいらっしゃるかと思います。長年親しまれてきた場所であるからこそ、その思いというのは十分理解できる場所ではあります。

しかし、その思いにしっかり向き合った上でも、私は今回の改正は必要な見直しであると考えます。

まず、野田議員がおっしゃっていた利用者を増やす努力についてでございますが、市としましては、おはなし会の開催や図書館だよりや地域広報による周知、新刊案内の発信、学校貸出しやブックスタート授業など、本当に読書に親しむ機会を広げる取組を重ねてきました。お話にもありました土日の開館の話ですけれども、土曜日開館や柔軟な閲覧対応など、その地域にあった実情に応じた工夫もなされてきたと受け止めております。

なお、現状は1日平均貸出者数が、めいほう分室2.0人、わら分室1.9人であり、維持費に関しては、両分室で年間約530万円とのことであります。この事実は努力不足というより、人口減少、また、生活スタイルの変化による構造的な課題の現れであると考えます。だからこそ、従来の形をそのまま維持するのではなく、時代に合った形へ見直す必要があります。

次に、お話にもありました条例から外すことについての是非です。今回の議案に関しては、私もめいほう分室、わら分室に伺いまして直接お話も伺ってまいりました。

改めて、分室の状況をお伝えしますと、めいほう分室は明宝コミュニティセンターの玄関ロビーの近くの一室、わら図書館は、和良町民センターの玄関ロビー近くに一室を構えております。つまり、両地域とも公民館と図書館分室が一つの施設に同居する複合施設ということを踏まえまして、私は今回の改正は、市が読書環境への責任を放棄するものではないと考えます。条例から外れるのはあくまで図書館分室という施設の位置づけであり、読書環境そのものが失われるわけではありません。学校での貸出しの継続、公民館での本棚設置、予約による受け取り体制などにより、これまでとは異なる形で読書環境は維持されていきます。特定の施設を維持することにこだわるのではなく、生活の中で本に触れられる環境をどう持続させるかを考えることがこれからはより重要であると考えます。

また、先ほどお伝えしましたように公民館と一つの施設に一緒にありますので、この公民館というのは地域の交流と学びの拠点でもあります。そこに本があることで人と人とのつながりや学びの広がり生まれる、こういったことも期待されます。生涯学習を支える行政の役割は、従来の施設の形を守ることだけでなく、地域の実情に応じた持続可能な環境を整えることにあると考えます。もちろん、土日利用や今後の運営の在り方など、なお検討すべき課題はあると思います。そこは地域の皆様の意見も伺いながらよりよい形を築いていくべきであります。

先ほど、美並のお話もありましたけれども、公民館活動と連携していく、めいほう・わら以外のやまと分室、たかす分室、みなみ分室につきましては、今後、地域の状況や施設の課題を捉えつつ、住民自治の考え方の中で市民協働による図書館運営方法や活動のアイデアなどを検討し、地域や施設の実情に合った方向性を話し合い、検討いただきたいと思います。

実際に市民の方からアイデアも寄せられておりまして、官民連携の新たな取組も提案されています。今回の改正は、学びの機会をなくすためでなく、これからの郡上市の身の丈に合った形で持続させるための前向きな見直しであると受け止めております。これまで地域で大切にされてきた読書の文化に敬意を表しつつ、その思いを次の形へつないでいく、その一歩として本議案に賛成いたします。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、討論いたします。

以上です。

○議長（森藤文男） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり賛成の議員の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○議長（森藤文男） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

御着席ください。ここで暫時休憩をいたします。再開は10時40分を予定しております。

(午前10時30分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時40分)

◎議案第30号から議案第42号までについて（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程15、議案第30号 令和8年度郡上市一般会計予算についてから、日程27、議案第42号 令和8年度郡上市病院事業会計予算についてまでの13議案を一括議題といたします。

13議案は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

予算特別委員会委員長、清水敏夫議員。

18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） ありがとうございます。それでは、予算特別委員会の報告をさせていただきます。

令和8年2月26日開会の令和8年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました令和8年度予算13議案につきまして、3月3日、4日、5日及び6日開催の予算特別委員会で慎重に審査をいたしましたので報告いたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第30号 令和8年度郡上市一般会計予算について、議案第31号 令和8年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第32号 令和8年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第33号 令和8年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第34号 令和8年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第35号 令和8年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第36号 令和8年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第37号 令和8年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第38号 令和8年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第39号 令和8年度郡上市財産区特別会計予算について、議案第40号 令和8年度郡上市水道事業会計予算について、議案第41号 令和8年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第42号 令和8年度郡上市病院事業会計予算について。

以上13議案につきましては、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上のとおり報告いたします。

令和8年3月24日提出、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会予算特別委員会委員長 清水敏夫。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第30号 令和8年度郡上市一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第30号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第31号 令和8年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第31号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第32号 令和8年度郡上市介護保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第32号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第33号 令和8年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第33号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第34号 令和8年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第34号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり、決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第35号 令和8年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第35号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第36号 令和8年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第36号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり、決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第37号 令和8年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第37号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第38号 令和8年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑

を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第38号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第39号 令和8年度郡上市財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第39号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第40号 令和8年度郡上市水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第40号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は、原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第41号 令和8年度郡上市下水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

す。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第41号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第42号 令和8年度郡上市病院事業会計予算について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第42号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第43号から議案第50号までについて（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 続きまして、日程28、議案第43号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定についてから、日程31、議案第50号 市道路線の認定についてまでの4議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました4議案は各常任委員会に審査を付託してありますので委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 令和8年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他2議案につきまして、令和8年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に

審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第43号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について。

市長公室長から、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者について、3年を指定の期間として、引き続き、株式会社郡上ネットを指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第44号 第3次郡上市総合計画基本構想について。

市長公室長から、郡上市住民自治基本条例第21条の規定により郡上市総合計画基本構想を定めることにつき、議会の議決を求めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、2030年で終期を迎えるSDGsと総合計画の計画期間との整合性について質問があり、計画期間が10年の基本構想ではなく、終期を同じくする前期基本計画に盛り込んであるとの説明がありました。

前計画よりも見やすくなりよくなったと感じるが、どういった点に留意されたかとの質問があり、分かりやすさと総合戦略と行政改革大綱を合わせるという2点を念頭に策定に取り組んだ。分かりやすさという部分では、細かな事業を掲載するのではなく、方向性をお示しすることとした。この計画策定に至るまでには、郡上みらい会議や市民アンケートによる市民の声を最大限反映できるものとしていきたいという思いの中で取り組み、幅広い年齢層の方々が参画した審議会においても理解いただけると考えている。目標の人口を3万人としているが、人口減少の中にあっても何ができるのかという点に着目しながら計画策定に取り組んだとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和8年3月24日提出、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

○議長（森藤文男） 続いて、産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） 若いせいか、ちょっと鼻血が出まして、マスク着用でおしゃべりしますので申し訳ありません。聞き苦しい点がありましたらお許しを頂きたいと思います。

それでは、産業建設常任委員会より報告をいたします。

令和8年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他2議案につきまして、令和8年3月11日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第49号 財産の無償貸付について（旧郡上市美並川の駅）。

商工観光部長から、旧郡上市美並川の駅は今後も修繕が必要な箇所が見込まれるが、これらの修繕費用を借受人が負担するほか、本施設の運営に関して市から財政的な負担が生じないことから、無償での貸付けをするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、土地の契約について質問があり、この土地は民地であり、市の所有ではない。そのため、地権者から市が土地を借り受け、それを事業者の有償で転貸する形を取る。事業者から徴収した借地料をそのまま地権者に支払うため、市の負担は発生しないとの説明がありました。

円空の湯を運営する法人とは別の法人がプロポーザルに参加したことについてはどのように判断したのかとの質問があり、この施設は築20年以上が経過しており、改修には相応の費用が見込まれる。その資金調達のために金融機関に相談したところ、実績のある有限会社EAT&LIVEであれば融資を受けやすいという助言もあり、あえて別会社で応募したとのことだったが、有限会社EAT&LIVEも株式会社ENKUUUに参画していることから、連携した取組は十分に可能であると判断したとの説明がありました。

建物を無償譲渡ではなく、無償貸付けとする理由について質問があり、市が地権者から土地を借りており、借地上にある建物のため容易に譲渡ができない、そういった性質のものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続いて、議案第50号 市道路線の認定について。

建設部長から、郡上・下呂間道路網再編計画に伴い、旧道となる区間について県から移管を受けるため、新規路線として認定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、新たに市道と県道となる区間の除雪はどうなるかとの質問があり、新たに市道となる区間については、民家のあるところまでは除雪は行うが、その先の部分について、下呂市は冬季閉鎖を考えているため、今後の協議の中で下呂市境までの除雪をするのか、しないのかを検討していく。また、新たに県道となる区間については、現在、明宝小川地区の業者が除雪を行っており、下呂市側の道路も委託を受けて除雪を行っていることから、岐阜県からの委託で引き続き除雪を実施すると思われるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和8年3月24日提出、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第43号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第43号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第44号 第3次郡上市総合計画基本構想について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第44号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第49号 財産の無償貸付について（旧郡上市美並川の駅）。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第49号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第50号 市道路線の認定について。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第50号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議報告第4号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程32、議報告第4号 議会改革に関する調査研究についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました報告1件は、議会改革特別委員会に調査を付託してあります。委員長から調査の研究の経過と結果について報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長、田中義久議員。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） それでは、議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、議会改革に関する調査研究を付託事項として、令和6年6月28日に設置されたものであり、2か年にわたる委員会活動及び調査研究結果について報告をいたします。タブレットに報告書を掲載しておりますが、1枚めくっていただきますと議会改革特別委員会報告書でございます。

続きまして、これの報告の次に郡上市議会議員定数見直しに関する報告書というものも添付させていただいております。これが議会改革特別委員会におきまして取りまとめた報告書であります。今朝、期日が載っていないことを気づきましたが、これは2月19日の全員協議会で御報告をしたものでございます。

それでは、委員会の開催状況、市民からの意見等の調査資料につきましては、これら報告書を御覧いただきたいと思います。最後の4、主な取組結果のところを読み上げさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

1、議員定数について。

議会運営の根幹をなす議員定数は、郡上市議会の最高規範である郡上市議会基本条例を尊重し、同条例第22条第2項目に定める議員定数の改正に当たっては、本条例の趣旨にのっとり、人口、面積、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民の代表である議会が市民の多様な意思等を市政に反映させることが可能な人数となるよう定めます。この規定に基づきまして調査研究を行いました。

市民アンケートの結果や各種団体との意見交換等による市民意見を把握し、全国市議会の類似団体及び県下市議会の情報を調査し、これらの資料を参考に、議員討議を踏まえ、議員定数の削減は避けられないが、一方、議員活動の質を高める必要がある、こういう方向性を確認した上で議員定数を次期選挙、令和10年4月任期満了以降の執行予定でございますが、これより15人とすることに決定をさせていただきました。

また、常任委員会の構成を2常任委員会とすること、議員の成り手不足解消に向けた議員報酬の見直しを市長諮問、報酬審議会答申に委ねつつ、委員会活動の充実に向けた委員長手当の創設、議員の資質向上等に向けた政務活動費の引上げや若者・女性の立候補促進に向けた体制整備を検討課題とすることといたしました。

2、議選監査委員について。

平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律により、監査制度については監査委員による監査基準の設定、勧告制度の創設、監査専門委員の創設等、監査制度の充実・強化に向けた見直しが実施されました。

その中で、議員のうちから選出する監査委員、いわゆる議選監査委員でございますが、この選任の義務づけが緩和され、議選監査委員については各自治体の判断により必ずしも選任しなくてもよいことに変更されていることから、本市の現状を踏まえ、その必要性について調査研究を行いました。

識見監査委員は、市の財務管理や事業の経営管理に視点を置いた監査である一方、議選監査委員は、議員として予算をはじめとする各種議案審議等を経て、市の事業や政策を十分把握した上で監査を行うことができる。また、住民代表としての視点から監査に臨むことができる。このため、それぞれの視点や知見の違いを生かした、より厳正かつ的確な監査を行うことが可能であることから、引き続き議選監査委員の選任は必要と考え、継続することに決定をさせていただきました。

3、議会基本条例について。

基本条例に定める目的の達成に向け、実施される議会活動の検証を行いました。

基本理念及び基本方針に基づき、以下の議会活動について検証を行いました。

①議会活動を市民に対して説明する責務を有するため、積極的に情報の公開を図るとともに、市

民が参画しやすい開かれた議会運営に向け、議会だよりの発行、議会報告会を引き続き実施するとともに主権者教育の取組について充実を図る。

②議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価に向けて、現在実施している行政評価（事務事業点検）は決算認定後の事業評価となっており、活動の意義が形骸化していると考えられることから一旦見送ることとし、それぞれの議員が決算認定特別委員会でしっかりと審査の上、事業評価ができる仕組みを検討していきたいということとしました。

③提出された議案の審議または審査を行うほか、独自の政策提言や政策立案に向け、適正な時期に必要とされる政策提言を引き続き実施する。

④地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携に向け、福井県大野市議会との友好交流協定に基づく事業を深化させるとともに、近隣市議会との積極的な情報交換に努め、時代に即した議会改革を推進する。

以上、議会改革特別委員会の2か年の活動及び調査・研究結果として、主な取組結果を報告させていただきます。

本特別委員会として、設置目的に沿った活動を行い、一定の成果を達成することができたことから、活動及び調査研究を終了することが望ましいと考えます。

なお、今後も郡上市議会基本条例の理念に基づき、取り組んできた議会改革を後退させることなく、議員一人ひとりが議会の果たすべき責務を念頭に置きながら取り組んでいくことで市民の負託に全力で応える郡上市議会であり続けることが大切であると考えます。

以上のとおり報告をいたします。

令和8年3月24日、郡上市議会議長 森藤文男様。議会改革特別委員会委員長 田中義久。

以上です。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまの委員長の報告は、調査研究が終了した報告であります。よって、議会改革特別委員会につきましては、ただいまの報告をもって最終報告とし、委員会を廃止することにいたします。各議員各位におかれましては大変お疲れさまでございました。

◎議報告第5号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程33、議報告第5号 諸般の報告について（行政監査の結果）を議題とします。

行政監査の結果についての報告が監査委員から別紙写しのとおり提出をされましたので、お目通しを頂き、報告に代えます。

それでは、ここで暫時休憩を取ります。再開は11時20分を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前11時16分)

○議長（森藤文男） 予定より早いですが、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時17分)

○議長（森藤文男） ここで日程の追加をしたいと思います。

お諮りいたします。議案第51号 令和7年度郡上市下水道事業会計補正予算（第3号）について、議発第1号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について、議発第2号 郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、以上3議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第51号から議発第2号までの3議案を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

◎議案第51号（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程34、議案第51号 令和7年度郡上市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 議案第51号 令和7年度郡上市下水道事業会計補正予算（第3号）について。

上記について地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月24日提出、郡上市長 山川弘保。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、令和7年度郡上市下水道事業会計予算、第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億7,089万2,000円は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金6億

7,089万2,000円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億7,287万8,000円は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金6億7,287万8,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出第2項企業債償還金、補正予定額を198万6,000円増額し、補正後予定額13億8,181万円とするものです。

下水道事業の公債費につきまして、一部の負債償還元金の算定において確認が不十分であったため、所要額に不足が生じ、補正させていただくものです。

申し訳ございませんでした。

なお、他の会計も含めまして全ての償還予定について再点検を行い、ほかに不足がないことを確認しております。

今後は、償還台帳の管理及び確認体制を徹底し、再発防止に努めてまいります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第51号につきましては、郡上市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第1号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程35、議発第1号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

初めに事務局が朗読をいたします。

齋藤議会議務局長。

○議会議務局長（齋藤貴代） 議発第1号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第109条第6項及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年3月24日提出、提出者、郡上市議会議会運営委員会委員長 清水敏夫。郡上市議会議長 森藤文男様。

提出理由、行政組織機構改革に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

次のページに新旧対照表がございますので御覧ください。

改正後になりますが、常任委員会の所管事項としまして、総務常任委員会に新たに市民生活部、産業建設常任委員会に産業観光部、建設水道部とするものでございます。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するとあります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） それでは、提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、清水敏夫議員。

18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 事務局長はちょっと簡潔過ぎたもんですから少しだけ若干補足をしたいと思います。議運のほうでこの辺の一部改正につきましては審議を重ねましたが、なかなか一回では答えが出なかったのもので二、三回議論させていただきました。特に4月1日からの機構改革に合わせまして、議会も3常任委員会がございますが、若干出入りがありますのでその辺を踏まえた結果で議会運営委員会では審議いたしました結果、全員賛成でしたので私の提案とさせていただきますことを申し添えたいと思います。

なお、説明資料を見ていただきたいと思います。タブレットの3番目だったかな。機構改革は4月1日から実施されるということは、これは間違いないことになりますので、それに合わせた議会のほうの委員会も分担表に基づきまして、特に行政組織機構改革による主な改変点ですかね。ここであるように市民生活部が今度新設をされると。4課でもって、市民課、市民協働課、税務課、生活環境課、4課でもって市民生活部というのが新設をされることになりました。それに基づいて、その所管は、市民課は総務部と健康福祉部から一部入っておりますし、市民協働課は新設でございます。税務課は総務部からの市民生活部が入るということでございますし、生活環境も環境水道部から一部が入るというようなことで、新しくこの市民生活部というのが今回スタートするということになりましたので、議会では、これはどちらも総務常任委員会もしくは文教民生常任委員会の2委員会にまたがる内容になりますものですからその辺を整理しましていろいろ検討しました結果、総務常任委員会のほうが「市民生活部が妥当ではないだろうか」ということでございます。

中身としましては、やはり市民協働課とか税務課とかというのは、本来、総務部で扱ってありましたので、その辺を含めるとやはり総務部で税務関係がございますので、市民全体の。一応、総務所管のほうがいいんじゃないかということと、環境部と健康福祉部のほうの一部が入りますけれども、これについては、文教民生のいろいろがありますけれども、今回、総務部のほうで大変になりますけれども、あと２年間でございますが、総務常任委員会でこの辺は扱ったほうがいいということで、市民生活部のほうは総務常任委員会で担当していただくというふうなことがいいんじゃないかということでございます。

意見には、「課で分けたらどうか」ということもございましたが、総務と文教と課で分けますと部長は両方の委員会へ出るなんていうことがありますので、これはまた煩雑になるし、すっきりしないということもありますので、やはり総務はちょっと比重が多くなりますけれども、総務常任委員会のほうで市民生活部を担当するというところでございます。

なお、産建については、商工観光部と農林水産部、建設部、環境水道部が、今度は産業観光部と建設水道部という格好になりますので、この辺についてはこのままのほうがいいんじゃないかということでございます。

説明になったかどうかは分かりませんが、一応、何回か議論しました結果、今回は新しい市民生活部を総務常任委員会に所属させると。これから産業建設では産業観光部と建設水道部を所管するという形に変更したいということでございますので、委員各位の御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議発第１号につきましては、郡上市議会会員規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。議発第１号について原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議発第１号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第2号について（議案朗読・提案説明・討論・採決）

○議長（森藤文男） 日程36、議発第2号 郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

初めに、事務局が朗読をいたします。齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） 議発第2号 郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例を地方自治法第109条第6項及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年3月24日提出、提出者、郡上市議会議会改革特別委員会委員長 田中義久。郡上市議会議長 森藤文男様。

提出理由、議員定数の見直しに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

次のページに、新規対象表をつけてございます。

議員の定数を18名から15名とするものでございます。この条例は次の一般選挙から施行するものであります。

以上です。

○議長（森藤文男） それでは、提出者の説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長、田中義久議員。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。ただいま上程されました議発第2号 郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、議会運営の根幹をなす議員定数の案件でございます。少し時間はかかりますけれども具体的な提案理由を申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議員定数につきましては、先ほど議報告第4号 議会改革に関する調査研究におきまして、現在の18人を次の一般選挙から15人、3人削減するという議会改革特別委員会の取組結果を報告いたしました。これは、議会基本条例に基づき、人口、面積、市政の現状及び課題並びに将来予測と展望を考慮するとともに市民の代表である議会が市民の多様な意思を市政に反映させることが可能な人数となるように、この特別委員会におきまして、2年間をかけ、この条例の同趣旨の様々な観点からデータ分析あるいは県下の都市事例の視察、また、市民との意見交換やアンケート調査の上に、委員間討議を重ね、また、全員協議会でも3回の報告、意見交換を行って得た結論であります。

特別委員会では、初めから削減ありきではなく、本市を取り巻く現状から適正な定数の試算を調査しまして、全国5万人未満人口の市議会議員定数の平均値が16.5人であること、県下の5万人未満人口の市議会議員定数の平均値が15.6人であること、さらに、議員1人当たりの想定される請負人口の比較、市の面積の比較、あるいは一般会計規模の比較等を行い、これらの全体平均試算値が

14. 1人になるということなどを分析してまいりました。

一方で、市民アンケートでは、有効回答430件中353件、82%の方が「定数を減らすべき」とされました。その中で、3人減が157人46%で最多でありました。次いで、2人減が56人16%等々という結果を見たわけでございます。

市民代表との意見では、その声は一樣ではなく、削減の主張もありました。一方、これとは対照的に「地域によって議員が出せなくなるのではないか」、こういう心配のお声も聴きました。議員活動の充実や情報発信の改善、また、若い世代や女性の参画による議会の多様性を求められる声などもお聴きしました。

大変貴重な御意見を頂くことができましたので、これらは今後の課題として報告書の中でも指摘をさせていただいたところであります。

委員間討議では、これら内外の状況を踏まえて削減やむなしと。しかし、市政の課題は山積し、しかも、難題である。1,030.75平方キロという広域の郡上市、かつ、現今の多様な市民の声を市政に届けるためには、定数を下げるほうも、下げることをやめるほうから見ても、ぎりぎりの3人の削減というところでまとまったわけであります。代表民主制、あるいは間接民主制と言われる中で議会が自ら議席を削減することを不見識と指摘される意見があることも承知をしております。

しかしながら、人口減少かつ総需要が縮小する時代にあって、この郡上市に現状を見合った効率的な財政運営、すなわち身を削る行財政改革への視点も込めております。また、議員資質向上へ向けて議員自らが厳しく対処する姿勢も同時に込められております。

特別委員会では、こうしたことを含めまして全会一致の結論となったものであります。社会経済情勢が大きく変化する時代の中で栄えある郡上市議会の確かな歩みとして、次の一般選挙から議員定数を15人とする議員定数条例の一部を改正する条例を提出させていただくこととなりました。議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議発第2号につきましては、郡上市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はございませんか。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。ただいまの議発第2号 議員定数の削減に関

しまして、実を言いますと、私自身も本当に長い間悩みに悩んだ、この問題は。果たして削減でいいのか。常識的といいますか、普通に考えれば削減は妥当なんだろうと。でも、本当にいいのだろうか。本当に私自身も悩みに悩んだ末、やはり申し上げなければならんことはある。そういうことで次のようなことを皆さん方にどうか聞いていただきたい。

結論を言いますと、賛成できないということなんですが、議会改革特別委員会の皆さん方には本当に2年間という長い時間、度重なる会議をかけて、本当に詳細なデータに基づいて深く検討されたと。報告があったとおりであります。私はこれに本当に敬意を表したいと思います。

あの報告を見ますと、やはり市民の方82%は「減らすべきだ」というふうにお答えのことと併せて、削減は妥当なのかなと思いつつも、やはりこれでいいのかと。

それはどういうことかと言いますと、今、国政の中でも議員削減が話題になっております。問題といいますか、テーマになっております。

そこで言われているのは身を切る改革。あれは本当に身を切るのかなと。現議員からすると、次回、席はないよという意味では切るのかもしれませんが。しかし、議会そのものを一体として見た場合は、これは身を切るではありません。声を切るですよね。国民・市民の声を切る改革。その視点は、私、非常に大事だと思います。

ですから、これは市議会においても私は全くそのとおりに当てはまると思うんです。議員の声、議員の数、今は17人おりますけれども、議員の数というのはやはり市民の声とイコールなんですね。この数が仮にどんどん減っていったら、この半分ぐらいになったとしましょう。やはり私たちは市民の声を吸収し、皆さん方に届けていくということがだんだんと難しくなっていく。では、数があればいいのかという問題も出てきますけれども。とにかく市民の声を私たちは代弁しているといえますか、その声に依拠しているわけなんです。

だから、議員の数が減少するということは、声が細く、小さく、少なくなっていくことにつながります。これは努力とかいろんな工夫によってまた違ってくるでしょうが、基本的にやはり声は細くなっていくということを考えていかなきゃならないと思います。

2つ目に、議員の数は、今、前に座っていらっしゃる執行部の方々の市政を見る目、そして、市政に対する声になるわけです。これも同様に数が減れば、それは目の数が少なくなり、声の量も質も落ちるかもしれません。すなわち、議員は、端的に言えば数が多いほど、議会としての権能や力、効果、先ほどの言葉を借りれば監視評価が効果的になるのが普通であります。

これは、毎議会で行っている私たちの一般質問を考えるとお分かりいただきやすいかもしれません。個々の議員一人一人にしてみれば、本当に知識の幅も見識の幅も深さも小さいものだと私は思っています。十数人、18人、あるいは17人がこうやって、言ってみれば力を合わせて市政の隅から隅まで目を通すが故にあの一般質問はいろんな質問ができるわけなんですね。時には、やえること

もありますけれども。この幅の広さというのがやはり議員の数に影響するところなんです。これが少なくなっていくとやはりその幅は小さくなっていく。これは同様に、今まで行ってきた議案の質疑においても審査においても一緒だと思います。

もちろん予算も決算審査も同様であります。だから、多くの議員が必要だというのはやはり理屈はあるんです。私たちは執行部に対して、市政に対して、たくさんの目、たくさんの声でやはり答えていくといいますか、対峙していかなきゃならないわけです。もちろん、じゃあ何人ならいいのかというのは非常に定めにくいですが、今、先ほどの報告の中にありましたように、色んな指標がありますけれども、私は一番重要な指標は議員1人当たりの人口ではないかと思います。郡上市は2,074人でありますね。この2,074という数字は同規模の自治体の中でも決して少なくはないし、多過ぎることもない。私は適正な水準であると思っております。今の18人の。

もちろん、これは減らせば減らせることはできるんですけども、先ほど申しましたように、あえて減らす必要はない数字だと思います。そのほかにもいろんな指標はあるんですけども、一番大事な1人当たりの人口、これは少なくとも適正であると思います。

それから、市民の皆さんの声、アンケートなども8割方は否定的、否定的といいますか、減少のほうの声なんですけれども、「少なくせよ」という声ですが、果たしてその市民の方の声は本当に議会のことをつぶさに見られての判断なのか。

先ほど私が申し上げたようなことはなかなか広くは分かりにくいことです。そういう判断も加えての判断なら私はやむを得んかと思いますが、決してそうではないのではないのでしょうか。

こう言うては何ですけども、ちまたには「そんなに大勢おってもしょうがない」とか「もっと少なくてもいいのではないか」という声も聴くんですけども、市民の皆さんの目線から見ればそうかもしれません。でも、議会はやはり私は自信と確信を持って、「一定の数は要るんですよ。こうこういうために要るんですよ」ということを申し上げるべきだと思います。

本当にこういう状況の中であえて議員定数を維持するというのはなかなか大変なことかとは思いますが、私は以上の理由でやはり18は維持していただきたいと申し上げて終わります。

以上です。

○議長（森藤文男） ただいま、原案に反対の討論がありましたが、原案に賛成の討論はございませんか。

（11番議員挙手）

○議長（森藤文男） 11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 11番 長岡です。それでは、先ほどの委員長報告に賛成の立場から討論を行いたいと思います。

まず、この議員定数見直しの一つの大きな理由は人口減少への対応であります。先ほどの報告の

中にもありましたように、郡上市の人口は2012年4月で4万5,537人から2025年4月には3万7,328人ということで、僅か13年間で8,200人ほどの人口が減少しております。人口規模に見合った議席数へ適正化することが急務であります。県内、全国各市議会でもこういった定数の問題、課題をいろいろ、今、協議、検討しているところも増えてきている状況でありますけれども。

まず、議会議員選挙における当選者の法定得票数というのがございます。これは最低ラインという考え方ですけれども、地方自治法に基づきまして「有効投票総数を議員定数で除した数の4分の1」、こうした考え方が法的な基準となっております。

これを分かりやすく言いますと、例えば、前回の令和6年の市議会選のことで見ますと、こうした数字で割りますと、最低ラインというのが、法定得票数からいった当選の最低ラインというのが法的には356票、これが最低ラインという法的な表し方で基準というふうになっております。こうしたことは、候補者が一定以上の支持を得ているということを保証して、例えば、極端に少ない得票数で当選を防ぐためのこうしたことも考慮していかなければならないと思っております。

こうしたことが毎年人口が減少することによって、当然、有効投票総数も減ってくるわけですから、本当にこの数値ラインが下がっていくということが考えられるわけです、これから。

それから、先ほどの報告でございましたように、特別委員会では、人口だけでなく、可住地面積や議員1人当たりの予算、それから全国及び岐阜県下の状況を非常に綿密に調査して適正規模を導き出しておるわけでございます。さらに自治会連合会や地域協議会、若い世代との懇談会、市民アンケート、先進地の視察、講師を招いた研修会、多くの市民の声を真摯に反映した結果でございます。

ここで強調しておきたいのは、議員削減の目的は単なる定数調整ではなく、市民の声をより多く反映でき、迅速な意思決定が可能な議会をつくることであります。

現状、人口の少ない地域から議員がいなくなるといった、そういった懸念も確かにありますし、既に旧町村の地域から、現在、そうした議員が選出されていない現状もあるわけです。

そうしたことは、議会が地域の多様な意見を届ける仕組みと議員の質の向上に力を入れることが必要であるわけでありすけれども。さらに、先ほどお認めいただいた第3次郡上市総合計画策定基本構想、ここには2035年、人口が2万9,447人と推計されておるわけです。今後、さらに10年ほどの間にまた8,000人弱の方が減るわけです。そして、この第3次郡上市総合計画のまちづくりの基本目標の運営方針の中に「生活拠点となるエリアの考え方」という項目がありますが、従前は「主に旧町村単位をエリアとして位置づけている」、そういった文言が入っていましたが、今回の計画にはそうした文言は入っておりません。これは、策定委員会の中でも生活拠点のエリア、そうした行政組織に線引きされた中で生活していくんだという今までの概念、そういったものから解き放たれ、改革すべきということから、そうしたことも除かれたわけなんです。こうしたことを考

えると、よく議員の地元なんていう言い方をされますけども、そうした感覚がもう既に市民の中からは離れているというか、そういった考え方も変わってきているということでございます。

こうしたことも含めまして、議会としては、そういった市民の皆さんの感覚、そういったことにもっと敏感になっていただいて、将来を見据えて議会の在り方も変えるということが市民のために不可欠であるというふうに思います。

報酬費の負担軽減であるとか意思決定の迅速化、無投票当選の回避など、定数削減による効果は多岐にわたるわけです。もちろん全てが一気に解決するわけではありませんけれども、しかし、議会をスリム化しつつ、委員会構成や議員環境の整備、議会の見える化を進めて議員の質を高めることが真に市民に信頼される議会への第一歩となるのではないかと考えております。

ですから、私は委員長報告の定数の削減案に賛成をいたします。議員各位の熱い賛同を心からお願いを申し上げまして討論を終わりたいと思います。

○議長（森藤文男） ほかに討論はございませんか。

（５番議員挙手）

○議長（森藤文男） ５番 みずのまり議員。

○５番（みずのまり） ありがとうございます。５番 みずのです。許可を頂きましたので発言いたします。

郡上市議会議員、定数条例の一部を改正する条例に対する反対の討論でございます。私はこの件に関しては悩んでいません。明確に反対です。真っすぐに反対です。

それでは、申し上げたいと思います。本案は定数を18人から15人へと削減するものですが、以下の３つの観点から、本市の民主主義の質を著しく低下させる懸念があると考えます。議員定数削減は本市だけではなく全国的なトレンドだと言えるんですけれども、根底には人口減少や日本経済の低迷があると考えられます。

しかし、まず私たち議員が向き合うべきは人口ではないです。全く違います。面積でもないです。全然違います。

私たち議員が向き合うべきは地域の課題そのものです。社会課題がそこにある限り議員が要るんです。お金の問題でもないです。そこに問題がある限り議員が要るんです。これがまず一つですね。

第一に、議員定数は人口ではなく、地域課題に対応すべきであるという点です。

1,000キロ平方メートルを超える我が市域には、集落維持、鳥獣被害、インフラ老朽化など、中山間地域特有の課題が山積していますね。人口が減り続けたとしても解決すべき課題の難易度や守るべき面積、守るべき家族、守るべきいろいろなものが私たちから減るわけではないんです。むしろこうした課題が複雑化し、肥大化する今こそ市民の細かい声を拾い上げるために議員の数は絶対的に必要です。

数が減るとどんどん民主主義から遠のいていくという問題もございます。

世界には、民主主義の国家だけではなくて、いろんな主義で社会を回しているわけですが、実は民主主義で回している国というのは少ないです。少数の選ばれた人たちが物事を決めるという世界は民主主義からはどんどん遠のいていきますね。なので、民主主義的にも数は大事だよという点です。お金がかかっても数は維持してください。これが民主主義です。

第2に、定数削減は現職の絶対有利を生み、若手や女性の参入を阻害します。定数を減らせば当選ラインが下がりますね。地盤や知名度を持つ現職が圧倒的、もう絶対的に有利になります。質が高まったりはしません。ただ現職が有利になっていく世界が広がっていくだけです。これは、ただでさえ高い政治へのハードルをさらに上げ、志を持った新人、また、力は全然持っていないけれどもやる気だけはあります、頭はいいですとか、能力はありますという新人、とりわけ若手や女性、子育て世代などの参入を全く持って著しく困難にします。ほぼ不可能になるんじゃないですか。現職が辞めるときとか交代するとか公認を指名するときにしかも出れなくなりますね、新しい人は。

議会改革特別委員会でも成り手不足というのが議論されましたが、定数削減は多様な人材の挑戦を阻む、成り手不足には全くもって逆行する施策です。議会に新しい風を入れ、多様な属性の人々が参画できる環境をつくることこそが、真の議会改革ではないでしょうか。

第3です。小さな政府の実現こそが改革の順序であるという点です。

自分たちの身を削る議論の前に行政組織の徹底的な効率化、すなわち小さな政府の実現をまず優先すべきでしょう。順序が逆。組織のリストラによくあることですが、人から先に切ってる。そうじゃなくて、仕事とか問題を先に解決する。先に切って人が余ってきたら人を切る。行政の肥大化を抑制し、効率的な税金の使い道を厳しく監視することこそが我々の本来の使命です。

行政改革が道半ばである中で、監視役である我々議員の数を先に減らすのですか。チェック機能を自ら弱体化させる本末転倒な行為です。これは自殺行為に近いと思います。行政がスリム化され、真に最適化された後に初めて議会の在り方を議論すべきだと思います。

最後です。私たちは将来の郡上市議会が特定の層や地域だけの代表になってしまうリスクをもっと重く受け止めるべきです。議員定数削減はいずれしていかなければならないと思います。

しかし、それは今じゃない。今、向き合うべき問題は何なのか。多様な民意を反映し、次世代が挑戦しやすい議員を維持すること。そして、行政を厳しく監視し、地域課題を解決する機能を持つこと。

委員会の方々には、よく検討していただいたとは思いますが、いまだに私は議論は尽くされていないと考えます。

以上の理由により、定数削減に強く反対し、私の討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ほかに討論はございませんか。

（３番議員挙手）

○議長（森藤文男） ３番 有井弥生議員。

○３番（有井弥生） ３番 有井です。ただいま議題となっております本案につきまして、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

本案は、議会改革特別委員会におきまして、約２年間にわたり、慎重に調査研究を重ねた結果として取りまとめたものでございます。先進地視察や本当に各種団体との意見交換、また、市民アンケートの実施、さらには人口や財政規模などの客観的なデータも踏まえ、多角的に検討を行ってまいりました。

まず、議員間での意見交換につきましては、先ほど委員長の報告にありましたとおり、全員協議会、３回、その間に段階的に考え方の共有を図ってきました。そして、女性や若い世代、多様な属性の方が選挙に出にくくなるのではないかと、そういった御懸念につきましても重要な課題であると認識はしております。

しかし、立候補のしやすさは、定数の多少だけで決まるものではなく、報酬や活動環境の整備、子育てとの両立支援など、総合的に取り組むべき課題であります。さらに、民主主義が遠のく、この議員定数の削減によって民主主義が遠のく、例えば議会力が低下するのではないかと、そういった御懸念もございますけれども、本委員会におきましては、定数削減と同時に議員一人一人の資質向上や委員会機能の強化など、議会の質を高めていく必要性についても議論してまいりました。

その上で、人口減少や財政状況、市民アンケートの結果などを総合的に勘案し、議員定数の見直しは避けて通れない課題であると判断いたしました。

本案は単なる定数削減ではなく、議会の質を高め、市民に信頼される議会へとつなげていくための一歩でございます。

以上の理由から本案に賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、討論いたします。

以上です。

○議長（森藤文男） ほかに討論はございませんか。

お昼を過ぎましたが、このまま会議を続けさせていただきますのでよろしくお願いします。

討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この採決は起立により行います。

議発第２号について原案のとおり可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森藤文男） 起立多数であります。よって、議発第２号は原案のとおり可とすることに決定

をいたしました。

着席ください。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

◎市長挨拶

○議長（森藤文男） ここで、山川市長から御挨拶を頂きます。

山川市長。

○市長（山川弘保） それでは、令和8年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る2月26日開会以来、本日3月24日に至るまでの27日間にわたり、終始、慎重かつ御熱心に審議を頂きました。令和8年度当初予算、令和7年度補正予算、条例の一部改正など多くの議案について御議決を頂き、誠にありがとうございました。

それぞれの施策、制度の適切な執行に努めるとともに、審議の過程で頂戴しました数々の御意見、御提案につきましては市政運営にそれらを踏まえてまいりたいと存じます。

先日、八幡町の山間部、そして町内を歩いてまいりました。一軒一軒、「市役所です。いかがしてお過ごしですか」ということで、玄関を開け、中でお話を聞くという、そういったことをしてまいりました。その中で、皆さん、口をそろえておっしゃることは、やはり今日も話題になりました人口減少、子どもが少なくなることによって地域の自治会、また祭り、そういった、これまで続けてきたことができなくなってしまうということに対して大変危惧、また、恐れを抱いております。これを何とかできないか、そういう思いはお一人お一人が持っておられる今の郡上市にとっての一番大きな課題です。

いろいろな細かいこともございます。しかし、それは住民の皆様にとってコミュニティーが消えてしまうかもしれないという、その一番の恐れの中で発せられる言葉だと思います。

これまで郡上市は合併から20年が経ちました。先輩のお二人の市長、また、歴代の議会の皆様方それぞれがこの人口減少と少子、このことについてはしっかりとした御認識を持っておられたと思います。

しかし、合併当時の状況下では、「旧七か町村」という言葉がありますが、それぞれの地域の思いが強く、自分たちの地域から施設をなくするであるとか、不利だと思われることについて、それを加速するような事業、つまり廃止、そういったことについてはなかなか進めることはできなかったと思います。大変苦労された中で、これまでの20年間で歩いてこられたんだと思います。しかし、今、期は熟しつつあると思います。

昨年度の郡上市の二十歳を祝う会の青年たち、この子たちは合併のときに生まれた子たちです。

その人たちは自分たちの中で生まれたときから郡上市、そういう20年が過ぎてきました。子どもたちの数が増える。また、若者たちが増えること、これは先ほどお話をしました地域コミュニティを支える、これからの最も重要な人的な資源です。この人たちのために美並の学校をつくらせていただく。また、床面積を増やさないように明宝の保育園を中学校の中に入れていただく。大和西小学校の跡地の利用を御提案させていただく。また、雨の日の遊び場がないということについての木遊館の整備、ママさんのサポート事業、こういったことを御提案させていただき、令和8年度の予算に盛り込むことができました。いろいろな御提案も頂いております。

執行部は御提案を頂き、それを事業化するときには、必ずその背景にある予算措置をしなければなりません。予算なくして市は動かないわけです。その予算を確保するためには、何をやるかという選択も必要になります。

そういった中で、私が市長を拝命して2年、本議会の皆様にもこれまで郡上市の中でなかなか取り組むことができなかったいろいろな事業の廃止、また、改編、こういったことに御賛同いただけたということは郡上市20年の中で大きな歴史的な転換だと思っています。

昨年も問題になりました、NHKの放送受信料、放送法第64条、これは昭和25年の制定です。当時電波が手のひらの中にあるデバイスで見ることができるなどということは、宇宙旅行へ行くに等しいようなSFのとんでもない話だったと思います。それが今になって法と現実の世界の中での整合性が取れなくなりました。

図書館についてもたくさんの御意見を頂きました。図書館法も同じく、戦後間もない昭和25年に知の拠点として整備するということで制定された法ではありますが、今、世の中には情報があふれるほど出ています。

その中で各地域の皆様、子どもたち、御年配の方に御迷惑をかけないように、できるだけうまく今の時代に合ったやり方をどう選択していくかということは、執行部として大変苦渋の決断の中で決めていかなければならないことです。たくさんの御意見や御批判を頂くことは仕方がない、仕方がないだけでなく、その図書館をどう自分たちで運営していけるかということも住民の皆様にとっての大きな決断になると思います。これまで、何かあれば役場に市役所にと行ってきたことが通用しない時代がやってきたのかもしれません。

今回のいろいろな御議決を頂いた案件、また、御討論の中で住民自治基本条例という言葉が何度も出てまいりました。これまで郡上市がつくってきた、主役のプレーヤーは住民であります。その人たちが一生懸命やることを行政も議会も一緒になって応援していくという、住民自治基本条例の原則に立ち返るということが、郡上市の再生への一番の基本的なスタンスではないでしょうか。

これからも郡上市が次の世代に向かって進む上で令和8年度予算をしっかりと執行させていただく。そして、皆様と共にそれをしっかりと見ていただき、住民の方に理解していただくという方法

を取っていきたいと思います。

結びになりますが、議員の皆様方におかれましては、健康には十分御留意いただき、ますますの御活躍をされますよう御祈念申し上げます。

また、先ほど御議決されました議員定数の削減、大変大きな御決断だったと思っております。執行部といたしましても尊重して一緒に2年後やっていきたいと思っております。

以上、閉会に当たり、御挨拶とさせていただきます。

令和8年3月24日、郡上市長 山川弘保。

◎議長挨拶

○議長（森藤文男） それでは、令和8年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、予算委員会、当初予算はじめ条例の改正、補正予算等、27日間にわたって慎重に御審議を頂き、議論できました。本当に皆さんのおかげです。ありがとうございました。

予算委員会におかれましては、4日間ございましたが、延べ109人、1人の方が2つ3つは質問されるので全部で300回ほどの質問が出ました。慎重にこの新年度、令和8年度の予算に向き合っていたいただきました。多い方では4日間で19回もの質問もされました。議員の資質が試されるのが予算委員会、また、一般質問、これが議員の役割だと思います。しっかりと定例会後も資質向上のためにその役割を務めていただきたいというふうにして思います。

一般質問等に関しましては、山川市長をはじめ本当に執行部の方たちの誠実な、丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。また、今定例会をもって一区切り、節目となります長尾教育次長、藤田病院事務局長、河合市長公室長、田口健康福祉部長、兼山消防長、中山会計管理者、本当に長い間お疲れさまでございました。こうした方たちの御尽力や、また、議員各位におかれましても郡上市、郡上市民のために一生懸命この運営をしていくというふうなことにはぶれないでしっかりと今後も務めていただきたいというふうにして思います。

また、私も4月の16日をもって申合せの議長の期間としては一応2年の役目を果たさせていただきました。本当にこれも議員各位に大変お支えを頂いて、何とかここまでやってこれましたことに本当に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

まだまだ肌寒い日も続きますし、年度末、そして、新しい年度が始まりますが、しっかりと体調も整えられ、しっかりとこの郡上市、郡上市民のために一生懸命進んでいただきたいというふうにして思いますのでどうぞよろしく願いを申し上げまして、私からの挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和8年第2回郡上市議会定例会を閉会いたします。どうも皆様お疲れさまでございました。ありがとうございました。

（午後 0時17分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 山 田 智 志

郡上市議会議員 本 田 教 治